

2月1日から

国民年金特例追納制度開始

2月1日から、国民年金の※「不整合期間」がある方について、特例追納の申し込みが始まります。特例追納の保険料納付は4月1日から3年間の時限措置となっています。

この制度は、実態は国民年金の第1号被保険者であったにもかかわらず届出をしていなかったために、第3号被保険者から第1号被保険者になるための切り替え手続きが2年以上遅れ、その分の保険料が納付できなくなり、年金受給資格を失ったり、年金額が減ったりするお

それのある方のための特例措置です。

日本年金機構では、不整合期間が把握できた方に対し、2月中旬より順次お知らせを郵送します。お知らせが届いた場合は、お住まいの地域を管轄する年金事務所で「特例期間該当届」の手続きをしてください。

＜全国の相談・手続き窓口＞

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

☞ 切替の手続きが遅れたことにより、未納期間が生じてしまった方

夫が退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは、3号被保険者から1号被保険者への切替の手続きが必要となります。この切替手続きが遅れ、2年以上前の期間について保険料を納付することができず、「未納期間」が発生してしまった方が対象となります。



【対象となるケース】(妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同じです。)

- ・会社員の夫が、①退職した、②会社員をやめて自営業を始めた、③65歳を超えた、④亡くなった。
- ・会社員の夫と離婚した。
- ・妻自身の年収が増えて夫の健康保険証の被扶養者から外れた。

【メリット】

特例期間該当届の手続きをすることで、それまで「未納期間」だったものが「受給資格期間」に算入される。(特定期間化)

さらに、特例期間化された期間について手続きをすれば、最大10年分保険料を納めることができ、年金額を増やすことができる。

※不整合期間： 国民年金の記録で、実態は第1号被保険者であったにもかかわらず、記録上は第3号被保険者のままとされている期間。